

令和 6 年度募集実施要項

1 目的

江別市職員の早期退職希望者の募集及び認定に関する規程第 3 条第 1 号に基づき、この募集実施要項に定めるとおり早期退職希望者の募集を行います。

2 退職すべき期日について

この募集により応募が認定された場合、退職日は令和 7 年 3 月 31 日とします。

3 募集する人数について

募集人数は、10 名とします。

4 募集の期間について

この募集は、令和 6 年 9 月 2 日（月）午前 9 時から開始とし、令和 6 年 9 月 30 日（月）午後 5 時までで終了とします。

持参または郵送のどちらでも申請を受け付けしますが、いずれの場合も必着とします。

5 募集の対象職員について

この募集については、次の全ての要件を満たす職員を対象に行います。

(1) 退職すべき期日において、年齢が 45 歳以上 61 歳未満（医師職にあっては 50 歳以上 65 歳未満）であること。

(2) 退職すべき期日において、勤続年数が 20 年以上であること。

※ 病気休職や育児休業等の取得期間は、除算しない。

（退職手当算定上の在職期間からは、一部除算されるので留意のこと。）

6 選考条件について

募集人数を超える応募があった際には、次の基準により選考し、10 名を認定します。

（第 1 優先）年齢順（高い順。医師職以外にあっては、60 歳未満の職員を優先。）

（第 2 優先）勤続年数順（長い順）

（第 3 優先）職位順（高い順）

7 応募の申請について

募集期間中いつでも応募できます。

「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」を総務部職員課（市立病院に勤務する職員は、市立病院事務局管理課となります。以下同じ。）へ提出してください。

8 応募対象外職員について

次に掲げる職員は、早期退職募集制度の対象外です。

- (1) 当該年度末に定年退職することが見込まれる職員
- (2) 募集開始時点において、懲戒処分を受けた場合（故意または重大な過失によらないで管理または監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除きます。）

9 不認定について

応募した職員が、(1)、(2)または(3)に該当する場合は、認定をしない旨の決定をします。

また、(4)に該当することにより、認定をしない旨の決定をする場合があります。

- (1) 応募が募集実施要項の要件等に適合しない場合（応募対象外職員である場合を含みます。）
- (2) 募集人数を超え、選考に漏れた場合
- (3) 応募後に懲戒処分（故意または過失によらないで管理または監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除きます。）を受けた場合（懲戒処分を受ける前であっても、その非違の内容及び程度に照らして処分に値することが明らかな場合や認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合を含みます。）
- (4) 応募した職員を引き続き職務に従事させることが、公務の能率的運営を確保し、または長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

10 決定の通知時期について

認定の決定は認定通知書（第3号様式）により、不認定の決定は不認定通知書（第4号様式）により行います。

通知は、令和6年10月下旬を予定しています。

11 問い合わせ等

この募集実施要項に関する問い合わせ及び書類等の提出先は総務部職員課です。

以上